

# 企画競争実施の公示

平成22年 2月 5日

近畿地方整備局浪速国道事務所長

和田 卓



次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

## 1 業務概要

### (1) 業務名

近畿地方整備局浪速国道事務所福利厚生施設内における食堂の運営

### (2) 業務内容

近畿地方整備局浪速国道事務所福利厚生施設内における食堂の運営を行う。

### (3) 業務場所

大阪府枚方市南中振3-2-3

近畿地方整備局 浪速国道事務所 1階

### (4) 業務期間

平成22年 5月 1日から平成23年 3月31日

ただし、必要に応じ、平成26年 3月31日を超えない範囲内で下記2による国有財産の使用許可期間を更新し、業務を行うことができる。

なお、業務の開始時期については、施設の状況等により変更もあり得る。

## 2 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、業務に係る国有財産の使用許可を得るとともに、使用面積に応じた国有財産使用料を支払わなければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、近畿地方整備局長が行う。

## 3 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成19・20・21年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDのいずれかの等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有し、かつ平成22年4月1日より資格が有効となる平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格申請を行っている者であること。

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号又は第6号の規定に該当しない者であること。さらに、公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者ではないこと。

(3) 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(5) 国税及び地方税を完納していること。

(6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。

(7) 下記4の(3)の説明会に参加した者であること。

#### 4 手続等

(1) 担当部局

〒573-0094 大阪府枚方市南中振 3-2-3  
近畿地方整備局 浪速国道事務所 総務課 総務係  
電話072-833-0261 ファクシミリ072-833-9404

(2) 提案要領の交付期間、場所及び方法

平成22年 2月 5日から平成22年 2月19日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始  
休暇を除く毎日、9時00分から16時00分まで、(1)に同じ。提案要領の交付を希望する場合は、  
予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 説明会の日時及び場所等

日時：平成22年 2月23日10時00分～  
場所：近畿地方整備局 浪速国道事務所 1階 入札室  
説明会への参加は必須とする。

(4) 説明会の参加申込み

説明会に参加を希望する者は、平成22年 2月19日16時までに、上記(1)へ電話で申込みを  
行うこと。

(5) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

平成22年 3月 8日16時までに、上記(1)に持参又は郵送(書留郵便のみとし、左記提出期  
限必着とする)にて提出すること。

#### 5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は上記4(1)に同じとする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で他の目的への使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 業務を行う最適な者として特定(以下「特定」という。)した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7) 特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適な者として特定しただけであり、上記2の国有財産の使用許可手続の完了までは、国から国有財産の使用を許可されたものではない。
- (8) その他の詳細は提案要領による。